

統合的海洋政策策定への期待

日本の海洋基本法の策定が、はからずも周辺国に海洋行政の整理統合という肯定的な影響を与えていたと考えられる。振り返って、わが国の第3期海洋基本計画の策定に当たり、統合的な海洋政策の立案に向けた取り組みを始めるべきではないだろうか。

浦辺 徹郎

東京大学名誉教授

SIP「次世代海洋資源調査技術」プログラムディレクター

海洋強国を目指す中国 1

- 中国海洋鉱物資源研究開発協会 COMRAの事務総長 劉豊 (LIU Feng) は、国際海底機構ISAの第23回総会のサイドイベントにおいて、「資源開発と環境保護のバランス」と題する発表を行った。
- これはCOMRAにとって初めての発表であり、中国国内でのプレス発表によると、「海洋強国」実現の一環として、中国の「肯定的で責任ある偉大な力のイメージを生み出す」目的を達成した¹。
- その発言の根拠になっている新法²は、わが国の「深海底鉱業暫定措置法」に相当するものだが、内容ははるかに進んでおり、ISAの環境基準にほぼ沿った内容になっている。



2. China's Position on Seabed Regimes

China's Deep Seabed Law



- 新法「深海海底地域資源探査開発法」。発表では、これが習近平首席の写真と共に提示された(日本NUS上田氏を通じてCOMRAより提供を受けた)

1 http://www.comra.org/2017-08/10/content_39076740.htm

2 計26条の法律で、公海域における資源探査、開発活動について規定。第三条 [...]環境の保護及び人類の共通利益の保護の原則に従う [...]

海洋強国を目指す中国 2

劉豊氏中国国内講演(2017年06月16日)

- 中国のEEZは、国土の面積のわずか31%の300万平方キロメートルにすぎないが、そのうち150万平方キロメートルは周囲の国々と議論の余地がある。そこで、深海底にもっと注意を払う必要がある。
- 深海ではどの国にも絶対的な優位性はないが、中国は舞台の中心に立っている。我々は、"太平洋に基づいて、インド洋および大西洋を拓く"という“三洋戦略”に基づき、"多くの海域、多くの資源、多くの船の運航"を実施。
- もっと重要なのは、国家の強さが強化されたため、中国は国際ルールの発展に十分な影響力を持ってきたということだ。
- 中国は2016年2月、中国は深海海底地帯資源探査開発法(以下「深海法」という)を公布し新しい産業を育成し、権利と利益を保護し、(軍事上の重要な特徴もあり、将来の戦いの新しい戦場になる)深海のセキュリティシステムを次の15-20年に構築する。
- 「指導思想:資源と資源を超えた人類運命のコミュニティを構築する」

劉豊氏講演「有人深海潜水艇”咬竜”は、機器技術の世界で、先進国の利益と発展途上国の利益の統合を導いた」(2017年06月16日付 COMRA中国語HP)

http://www.comra.org/2017-06/16/content_9528723.htm

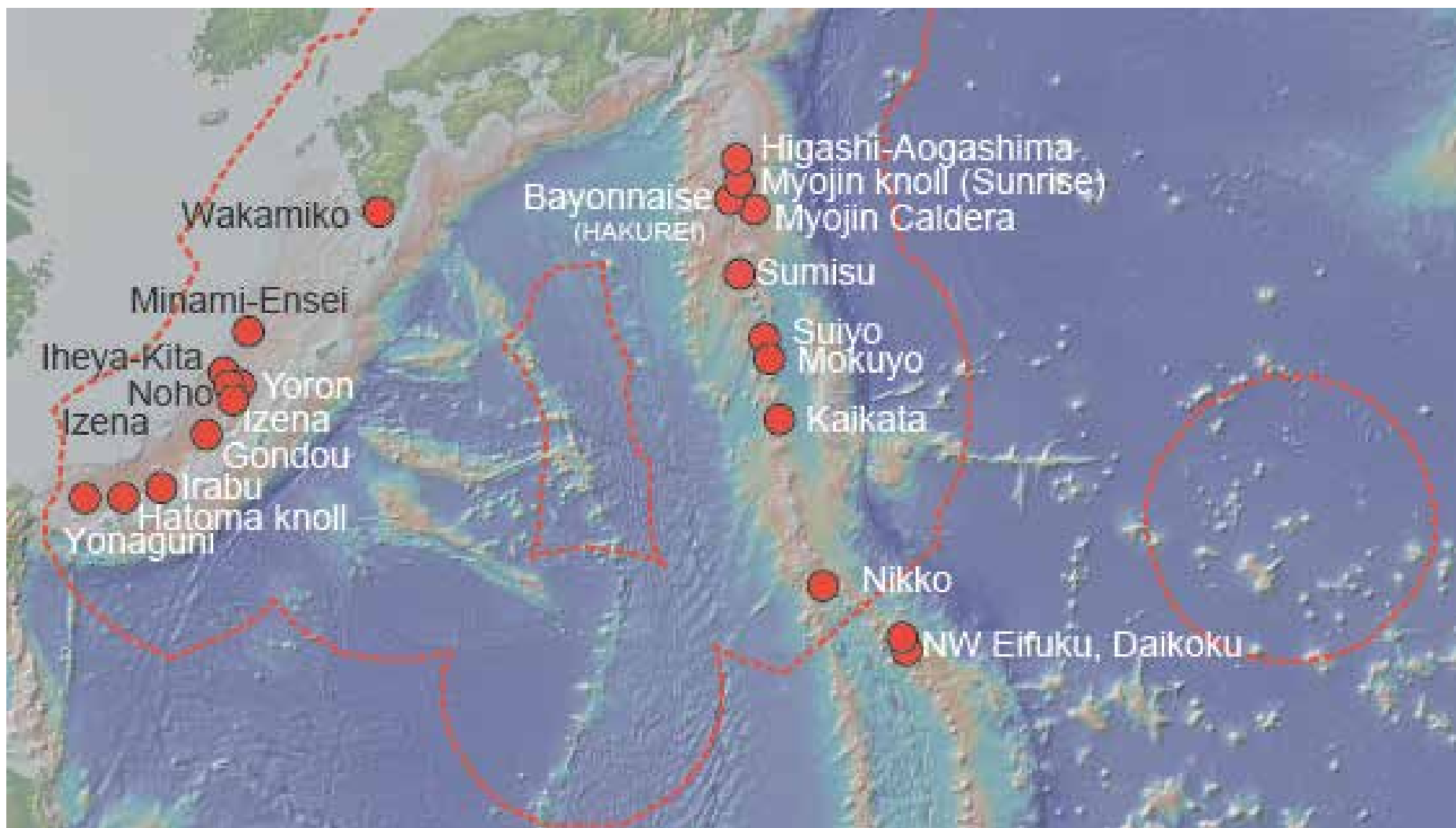
振り返って沖縄トラフ海域を考える

- たとえば、沖縄トラフに関して書かれている中国語論文の90%以上は中国の大陸棚に関する同国の法的・歴史的主張を繰り返すもので、それらにふれられている海底資源は例外なく石油・天然ガス。
- EEZに関する基本法としては、「中華人民共和国排他的經濟水域および大陸棚法」(1998年6月26日)がある¹。その規定は基本的には「国連海洋法条約」の諸規定、特に第76条(大陸棚)の規定に則っている。
- 一方、大きく異なる条文も多く見られる。第二条「大陸棚の範囲を(中間線ではなく)自然延長の原則をとるとし、陸地の自然延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでの海底及びその下と規定」。第八条「EEZ内に人工島や人工物を建設する権利を有すること。さらにそれらの周辺に安全地帯を規定し、適切な法令を敷く権利を有すること」、第十四条「本規定が、中国が享受している歴史的権利に影響を及ぼすものではないこと」など
- 中国国家海洋局の「全国海島保護事業13次5ヵ年計画」は環境のみではなく沖縄トラフの島に対する管轄権に及ぶ内容となっている²。

1 <https://baike.baidu.com/item/中詔人民共和国附属经济区 and 大陆架法>

2 海洋政策研究財団『平成21年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書』(2010.3)、260-271頁

日本のEEZと海底熱水鉱床の分布



(Extended Continental Shelf is not shown in the map. Map and EEZ boundaries are after GeoMapApp.)

“五竜治海”とは？

- しかし、「中国の海洋関係の法律の形式や内容は多岐にわたり、単一の海洋基本法がない」¹
- 郁志榮 Yu Zhirong (中国海洋開発研究センター) は、中国の海洋統治システムは、5組織が、時として法律に基づかずそれぞれ勝手にやっていて、高コスト、低効率であったと指摘 = 「五竜治海」。
- 彼は日本が「海洋基本法」を制定したことを高く評価し、中国も海洋に関する新たな法律の制定を求めた。
- 2013年：国家海洋局の元にいくつかの組織を統合。中国海洋調査船団(調査船50隻、チーム40以上)を設立。
- 2017年05月17日：「中華人民共和国海洋環境保護法」
- 2017年：第18回全国中央委員会全国委員会の精神として“海洋経済と海洋科学の発展をリードするイノベーション”。**経済富海、依法治海、生態管海、維權護海、能力強海**、という海洋科学技術活動を決定。
- **ひるがえって日本は？**

1 海洋政策研究所(2017.3) 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書p.107,

<https://www.spf.org/opri-j/publication/docs/ISBN%20978-4-88404-341-4.pdf>

2 国家海洋局 中国海監総隊(海監)、公安部 公安辺境海警総隊(海警)、農業部 中国漁政指揮センターと漁業局(漁政)、交通運輸部 中国海事局(海事)、海関総署 密輸取締警察隊(海関)を指すものと思われる(括弧内は中国での略称) (http://weibo.com/yyuzr?is_hot=1)